

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

郡山城は、筒井順慶により天正年間から築城が始まり、豊臣秀長により豊臣政権の畿内統治の拠点として本格的に整備された。江戸時代には譜代大名が城主を歴任し、近世を通じて武家政権の統治拠点としての役割をはたしてきた。本丸では石仏や礎石などの転用石材が多用された織豊期の石垣が残り、周辺曲輪では江戸時代の城普請により改修された石垣が良好に残っていることから、城として機能していた約300年間の変遷を現地でたどることができる。

廃城後、城郭建築と立木は売却され、本丸をはじめとする城郭中心部は、神社境内や学校用地、住宅地などのさまざまな用途に変化していった。薪蔵と麒麟曲輪の一部には遊具が整備され、早くから公園として供用された。昭和27（1952）年に城郭中心部の大半が都市公園区域に指定され、毘沙門曲輪にあった養魚地跡を再整備、常盤曲輪に旧奈良県立図書館（城址会館）が移築された。市民の憩いの空間としての色合いが強くなっていく一方で、城郭空間としての性格は希薄化した。また、城跡には明治時代から桜を中心に多くの樹木が植栽され、今日までの約100年続く城跡と桜の景観は、大和郡山市のシンボルとして定着している。

郡山城跡が有する価値の保存と活用に向けた取り組みとして、昭和35（1960）年に奈良県の史跡に指定された後、追手門（梅林門）や追手東隅櫓、追手向櫓が昭和58（1983）年以降に相次いで再建された。しかし、景気低迷の影響もあって天守台の石垣復旧に着手した平成29年まで、城郭空間の再生に向けた取り組みは停滞した。

天守台の石垣復旧に合わせて実施した調査により、天守台やその周囲には豊臣期に築かれた石垣が良好に残っていることが明らかとなり、全国の関心を集めることとなった。郡山城跡の歴史的価値が再評価され、その価値を確実に保存・活用するため、国史跡指定をめざす機運が高まっていった。平成30年から郡山城跡総合調査に着手し、極楽橋の再建など保存と活用に向けた取り組みが進む中、令和4年11月10日に国の史跡に指定された。

史跡郡山城跡の本質的価値から将来像を定め、保存と活用、調査、整備における方向性を示したものととして『史跡郡山城跡保存活用計画』（以下「保存活用計画」）を令和7年3月に策定した。本計画は、保存活用計画で定めた将来像をめざし、現状かかえる課題を解決するための整備内容をまとめた実施計画の策定を目的とする。潜在する課題や事業を進めていく中で生じる新たな課題に対しても、一貫性を持った郡山城跡の整備を実施していくためのよりどころとする。

表 1-1 郡山城の変遷

天正 8年	天正 13年	文禄 4年	慶長 5年		元和 元年	寛永 16年	延宝 7年	貞享 2年	享保 9年	明治 2年	15年	昭和 35年
(1580)	(1585)	(1595)	(1600)		(1615)	(1639)	(1679)	(1685)	(1724)	(1869)	(1882)	(1960)
筒井順慶が郡山城の築城に着手	豊臣秀長が本格的な城普請に着手	増田長盛が外堀を完成	関ヶ原合戦で西軍が敗け、増田長盛は高野山へ追放	荒廃する	水野勝成が城郭の復旧に着手	本多政勝が入城 （近世城郭の最盛期をむかえる）	松平信之が入城	本多忠平が入城 （防災・経済対策を実施）	柳澤吉里が入城 （以降約150年間藩政を担う）	版籍奉還 （明治6年に建物を売却）	柳澤神社が二ノ丸から遷る	柳沢文庫が財団法人化
織豊時代				江戸時代					明治時代			大正→昭和
					絵図 2-6	絵図 2-7	絵図 2-8	絵図 2-9				

第2節 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、令和7年3月に策定した保存活用計画と同様に、かつての城域であった『総構え』までとする。令和8年度からの整備事業は史跡郡山城跡が有する価値の保存と活用を優先し、総構えの中でも史跡指定地および周辺を中心に必要な調査と整備について計画する。

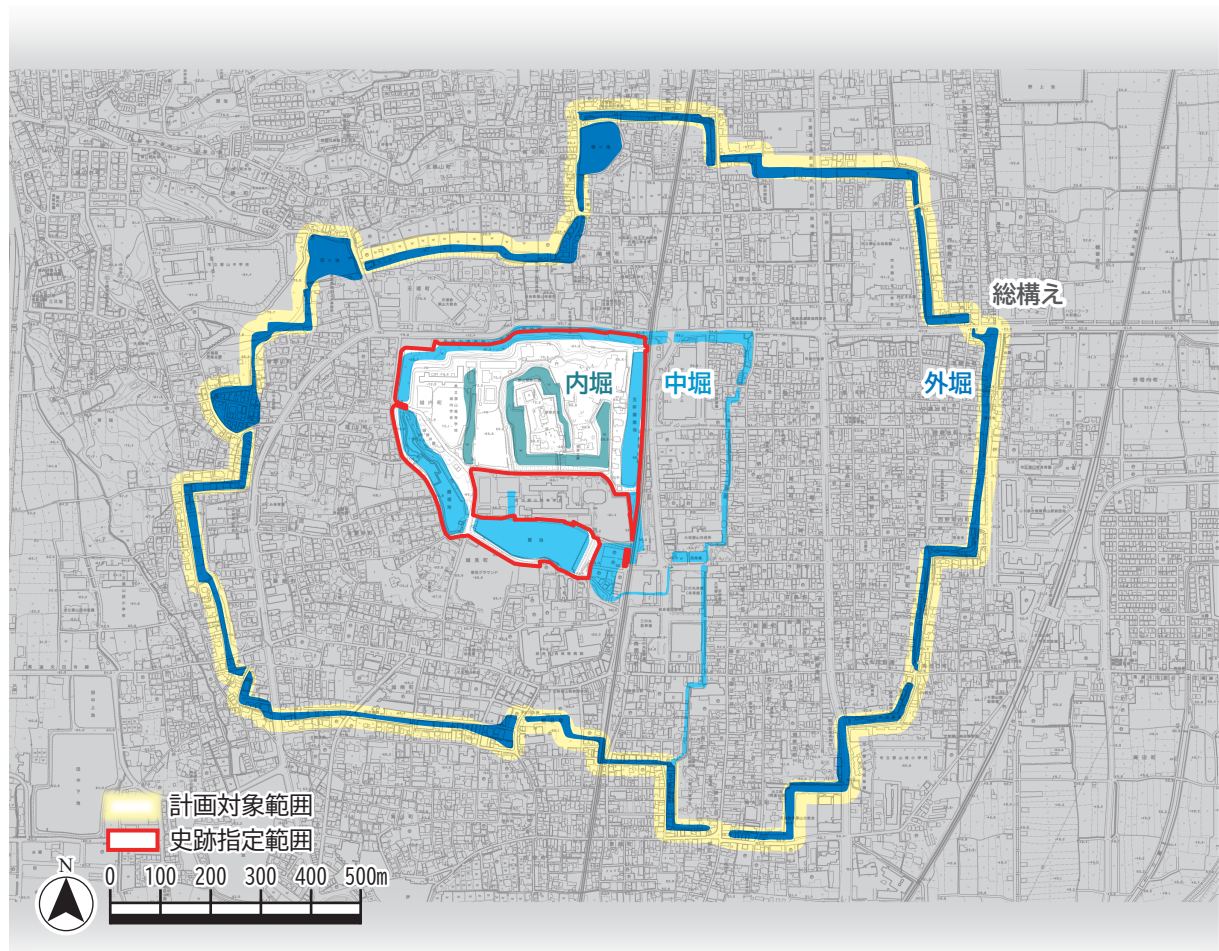


図 1-1 本計画の対象範囲

(S=1/15,000)

表 1-2 郡山城跡の整備等

昭和 25 年	27 年	35 年	58 ～ 62 年	平成 10 ～ 12 年	25 ～ 29 年	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
(1950)	(1952)	(1960)	(1983 ～ 1987)	(1998 ～ 2000)	(2013 ～ 2017)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
薪蔵と麒麟曲輪の一部が西公園として供用される	郡山城跡公園に区域指定	奈良県指定史跡となる	追手門・追手東隅櫓・追手向櫓の再建	鰻堀と鷺堀を特定保水池として整備	天守台の石垣復旧・展望施設整備を実施	極楽橋の再建	国指定史跡となる	松陰堀の修復・郡山城情報館の供用開始	公園の再整備	保存活用計画の策定
昭和				平成		令和				

第3節 委員会の設置と経過

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、城郭史や歴史資源の整備・管理運営についての学識・経験を有する各分野の専門家から指導・助言を得ながら進めていく必要があると考えた。そこで、令和7年に各専門家等で構成する「史跡郡山城跡調査・整備検討委員会」（以下、委員会）を設置し、委員会の審議事項として委員の指導や助言を得ながら計画の策定を進めた。委員会は委員5名からなり、令和7年度の第1回から3回の会議により審議をおこなった。

<委員名簿> ◆委員長

寺沢 知子（神戸女子大学 名誉教授）

◆副委員長

柳澤 保徳（（公財）郡山城史跡・柳沢文庫保存会 副理事長）

◆委員

乗岡 実（就実大学 非常勤講師）

藤本 仁文（京都府立大学文学部 教授）

服部 伊久男（郡山史学会 代表）

井原 緑（奈良県立大学地域創造学部 教授 ～令和7年8月）

石井 弘明（神戸大学大学院農学研究科 教授 令和8年1月～）

◆オブザーバー

中井 将胤（文化庁文化資源活用課 整備部門文化財主任調査官）

岡田 憲一（奈良県地域創造部文化財課 調整員）

◆事務局

大和郡山市まちづくり戦略課 文化財保存活用係

(2) 設置要綱

委員会は、大和郡山市附属機関設置条例にかかる附属機関として、令和7年4月に設置した。委員会の設置要綱は以下のとおりである。

<史跡郡山城調査・整備検討委員会運営要綱>

(目的)

第1条 この要綱は、今後の史跡郡山城跡の調査及び整備を検討するための史跡郡山城跡調査・整備検討委員会（以下「委員会」という。）について、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、史跡郡山城跡の調査及び整備に関する次の事項について、検討し、答申を行うものとする。

- (1) 史跡郡山城跡の文化財的価値の調査の方針・方法及び成果の検証等に関すること。
- (2) 史跡郡山城跡に係る整備の方針・方法及び活用に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以下をもって組織する。

2 委員は、史跡整備や城郭研究に関する学識経験を有する者から、市長が任命又は委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会議)
- 第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係部局等より意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (専門部会)
- 第6条 委員会は、その必要に応じ、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会に属すべき委員及びその部会長は、委員長が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 4 部会長は、必要があるときは、専門部会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告しなければならない。
- (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり戦略課においてこれを処理する。
- (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初の委員会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(3) 委員会の経過

第1回

日時 令和7年6月9日（月）
 場所 大和郡山市役所 大会議室
 内容 整備基本計画の事業案について審議

第2回

日時 令和7年11月12日（水）
 場所 大和郡山市役所 大会議室
 内容 整備基本計画の第1章～第4章までについて審議

第3回

日時 令和8年2月4日（水）
 場所 大和郡山市役所 大会議室
 内容 整備基本計画全体について審議

第4節 関連する計画と法令

(1) 上位計画と関連する個別計画等

本計画は大和郡山市の最上位計画である『大和郡山市第4次総合計画』（5次総合計画 基本構想を令和8年3月に策定予定）に沿うとともに、まちづくりにおける関連計画と関係各課、関係機関の調整、整合、連携を図ったものとする。特に『郡山城跡公園基本計画』は計画対象とする区域が重複し、整備内容の親和性も高いことから、より緊密に連携を図るものとする。

文化財に関する計画として、本史跡におけるマスタープランと位置づけられる「保存活用計画」および奈良県が県内文化財の保存と活用の一体的な施策展開をおこなうための基本的な方向性を明確にした『奈良県文化財保存活用大綱』（令和7年4月改定）と調整、整合を図ったものとする。

また、市内全域を対象とした文化財保存活用の指針（マスタープラン兼アクションプラン）であり、本市において策定が急務となっている法定計画「文化財保存活用地域計画」との整合を図ることも重要である。史跡郡山城跡のみの保存活用にとどまらず、市内の多様な文化財を一体的に捉えた保存活用を図ることで、地域の特性を活かした活気あるまちづくりに繋がる。

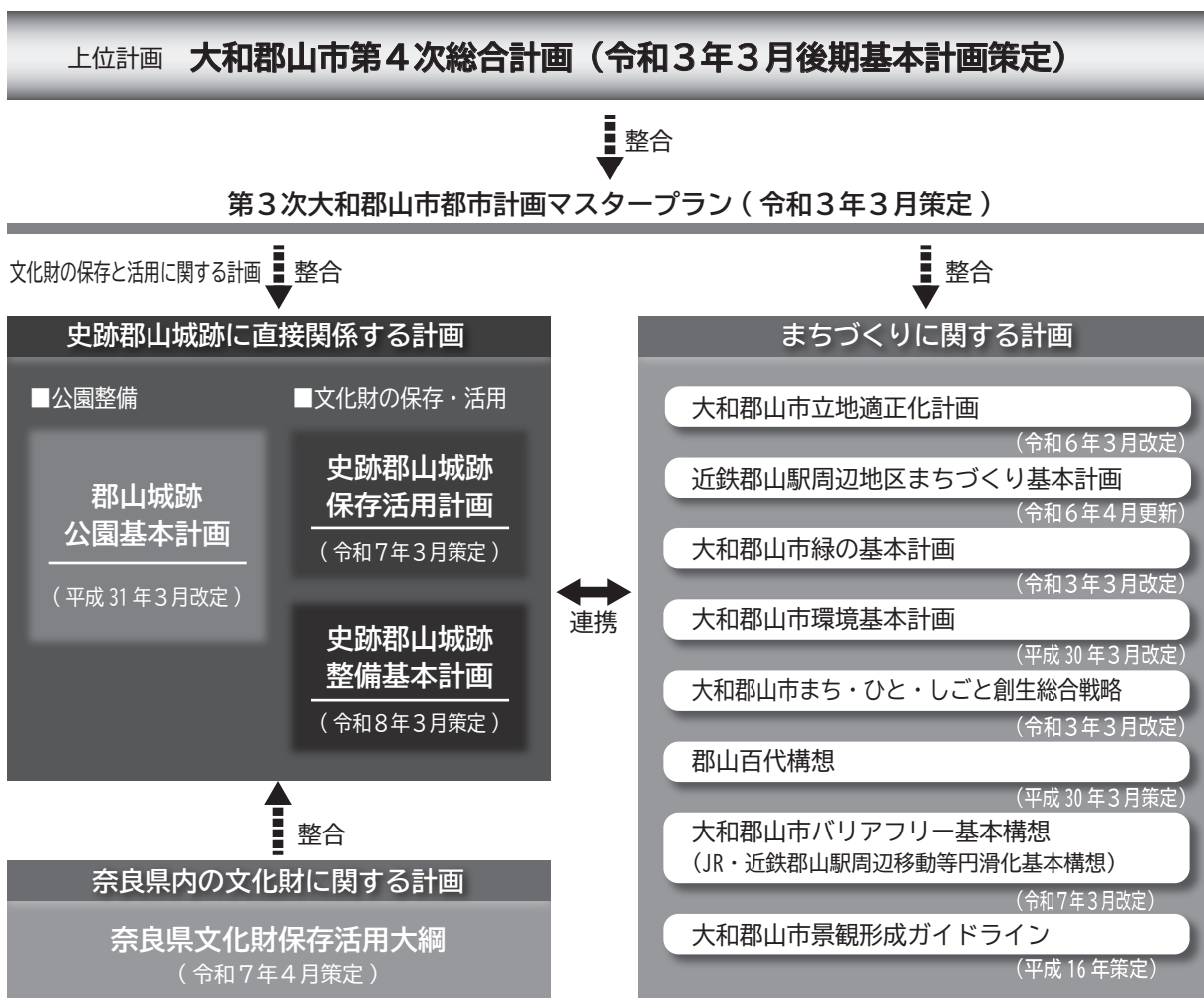


図 1-2 本計画と関連計画の位置づけ

上位計画

■大和郡山市第4次総合計画

(令和3年3月後期基本計画策定)

大和郡山市の施策における最上位計画である。平成28年から令和7年度の10年間を計画期間としている。本格的な人口減少や少子高齢化社会への突入、地球規模の環境変化や災害リスクの高まり、国際競争にさらされる地域産業などの社会動向をふまえ、「あふれる夢と希望と誇り暮らしてみたくなる ^{やまとこおりやま}元気城下町」を市の将来像としている。

<基本方針>

- ①夢と誇りが持てる、過去と未来をつなぐまちづくり
- ②信頼と協働が育む、次世代を切り開くまちづくり
- ③誰もが住みたくなる、働きたくなるまちづくり

①では、豊かな歴史や文化、自然に触れることができ、地域の誇りや郷土愛が感じられるまちづくりに取り組むことを定めている。

本計画と強く関連するところとしては、施策のひとつである「文化財の保護・継承」において、地域総がかりでの文化財の保存と活用を促進するとしている。また、「観光の振興」においては、石垣などのガイド事業の取り組みがあげられる。

関連計画

■第3次大和郡山市都市計画マスタープラン

(令和3年3月策定)

『大和郡山市総合計画』に掲げる市の将来像の実現に向けた都市計画行政の行動指針として策定した計画である。20年後のまちの将来を見すえながら、まず10年後に相当する令和12年の整備目標を示している。

<まちづくりの目標>

- ①地域資源を活かした市民の誇りを高めるまちづくり
- ②誰もが利用可能な移動環境が確立された利便性の高いまちづくり
- ③都市の活気を高める産業環境を維持・発展するまちづくり
- ④災害に対して安全安心なまちづくり

①の主要プロジェクトとして、郡山城跡の公園整備や歴史まちづくりをあげる。史跡指定範囲は、計画的な公園・緑地の形成を図るエリア（主に史跡指定範囲）と城下町の風情を感じられる都市機能が集積するエリアに位置づけられている。土地利用の目標を、「ゆとりと歴史性をもった土地利用」としている。

郡山城跡に関しては、公園・緑地整備において、城跡としての環境を保全しつつ歴史公園にふさわしい公園空間を創出し、観光および市民の交流の場として整備を推進するとともに、城跡を将来に確実に継承するため国史跡指定をめざすとしている。景観形成においては、大和郡山らしい歴史・文化・自然環境を守り、育て、活かすことを目標とし、郡山城周辺の歴史的景観を市における重要な景観構成要素に位置づけて、歴史的景観と調和した観光都市としての魅力を向上させるために、歴史的まちなみや歴史資源の保全と整備を進めるとしている。

■大和郡山市立地適正化計画

(令和6年3月改定)

平成26年の都市再生特別措置法改正によりコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりをめざす立地適正化計画制度ができたことを受け、効率的な居住機能や都市機能の誘導を進めたコンパクトシティ形成をめざすアクションプランとして、平成30年3月に策定された。『大和郡山市都市計画マスタープラン』と密接に連携する計画である。計画期間は20年間で、令和6年3月に改定している。

史跡指定範囲は、「城下町の風情を活かし、いきいきと暮らせるまちづくり」を誘導方針とする区域の「歴史が生きる賑わいの中心市街地地区」に該当する。史跡指定範囲に直接関連する施策に、「大和郡山市の顔となる都市拠点」をテーマとした誘導施策がある。ここでは、城跡や城下町の特徴を活かして歩行者が優先された安全に歩くことができる魅力あるまちづくりを進めることや、郡山城を生かしたまちづくりを推進して物語性を持った情報発信などをおこない地域ブランドの向上に取り組むことを掲げている。

■近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画

(令和6年4月更新)

平成26年に奈良県と大和郡山市が締結したまちづくりに関する包括協定を背景に、大和郡山市は平成28年に『近鉄郡山駅周辺まちづくり基本構想』を定め、そのアクションプランとして令和元年に策定した計画である。「城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり」をコンセプトに

- ①近鉄郡山駅周辺が大和郡山市全域の活力・暮らしやすさを牽引する地区として発展していけるまちづくり
- ②地区内に分布する豊かな資源を、観光客が楽しみ、居住者が誇りに思えるまちづくり
- ③地区内道路の安全を確保し、住民が歩いて健康に暮らすことができ、地区外の人も歩いて周遊観光を楽しめるまちづくり
- ④地区のコミュニティが活発で、官民が連携して活力を想像するまちづくり

を方針としている。

史跡指定範囲は歴史・文化・居住ゾーンが該当する。居住者にとっては日常生活の利便性が確保され安心・快適に暮らし続けられ、観光客にとっても観光の代表的なスポット・周遊地となる機能を備えるべき範囲、と位置づけられている。

■郡山城跡公園基本計画

(平成31年3月改定)

市の代表的史跡である郡山城跡を都市公園として整備するための計画である。策定は平成元年だが、敷地所有の問題などもあり、ほとんどが実現化されなかった。その後、公園計画区域に隣接する県道城廻り線と近鉄軌道の立体化整備計画が決定したことを受け、平成24年に第2次基本計画に改定された。さらに、郡山高校城内学舎の閉鎖と敷地の返還などを契機として、平成31年3月に、国史跡指定への取り組みをふまえた第3次基本計画に改定され、現在にいたる。

本計画と極めて密接に関連している計画であるため、具体的な方針などの詳細については、第4章で改めて述べる。

■大和郡山市緑の基本計画

(令和3年3月改定)

都市緑地法にもとづき、都市における緑の機能や役割をふまえ、市民・事業者・行政が一体となって緑地の保全と推進をするための目標や施策を定めた基本計画である。平成13年に策定され、令和3年に改定された。「みどりと歴史と人が織りなす 金魚が泳ぐ豊かなまち」を基本理念に、

- ①みんなに恵みをもたらす緑をまもる
- ②みんなが安心して楽しめる緑をつくる
- ③人と自然が共生する緑をつなげる
- ④暮らしやすさを向上させる緑を活かす

を基本方針に定める。

郡山城跡は、方針①を構成する「個性ある景観を形成する歴史・文化の緑をまもる」施策の要素に位置づけられている。また、「まちの発展を支えてきた恵みの緑をまもる」施策の要素であ

るため池には、城の堀に由来する池が含まれている。方針②を構成する「多様な機能を有する大規模な公園などを活用する」施策では、郡山城跡公園が主体のひとつになっている。

北部地区に史跡指定範囲が含まれ、地区別テーマ「大和郡山の顔となる風格のある緑のまちづくり」のもと、公園の拡充、城跡の歴史公園としてのさらなる活用を施策とする。緑化重点地区に「郡山城址周辺地区」を定めている。また、重点プロジェクト「緑豊かなにぎわい城下町プロジェクト」の施策に、郡山城跡公園の拡張、パーク PFI の活用による賑わいの場づくり、お城まつりなど市民・事業者との連携・協働によるイベントの開催、民有地の緑化促進とオープンカフェなど市民が気軽に集える場の確保と活用、歴史的な街並みなどの歴史資源の緑化による緑の連続性と回遊性の向上、歴史文化資源をめぐる散策ルートの設定とルート上の沿道緑化や民有地活用の休憩スポットの設置をあげている。

■大和郡山市環境基本計画

(平成 30 年 3 月改定)

大和郡山市環境基本条例にもとづき、市内の環境保存と創造にかかわる施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画である。『大和郡山市第 4 次総合計画』を環境面から具体化した、市の環境施策に関する最上位計画であり、平成 14 年に策定し、平成 30 年 3 月に第 2 次計画へ改定している。第 2 次計画の期間は令和 9 年度までの 10 年間である。市内の環境を、自然環境、生活環境、地球環境、参加・協働環境の 4 分野に定義する。基本理念は「自然と歴史と人の調和が織りなす豊かなまち 大和郡山」で、望ましい生活環境像を「悠久の歴史・文化、上質な住環境を引き継いでいくまち」としている。

郡山城跡を、生活環境にかかわる課題において、市民の誇りで市を特徴づける重要な要素の一つに位置づけている。歴史的・文化的資源を保護して次世代に継承することで、市の魅力を高め、アイデンティティの確立に活用するものとしている。歴史文化を保護・継承するため、大和郡山市ならではの豊かな歴史・文化を活用した市内外への市の魅力発信、市史についての調査研究の推進、市民が地域の歴史・文化に触れる機会の拡充、文化財保護にかかわる人材育成を通じた市民による歴史・文化の継承の推進、学校教育や生涯学習と連携した歴史・文化を学ぶ機会の増加、といった施策をかかげている。

郡山城跡に直接関連する環境配慮行動指針として、郡山城跡周辺の自然環境の維持(緑の保全)、歴史的・文化的な街並みの保護と活用(歴史文化に触れて親しむことで地域への愛着を育成、歴史資源の保存活動に参加して次世代に継承する)をかかげている。

■大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和 3 年 3 月改定)

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」と奈良県人口ビジョンを勘案してまとめた、市の「まち・ひと・しごと創生」への目標・戦略・施策である。平成 28 年に策定、令和 3 年に第 2 期に改定し、令和 3 年から 7 年までの 5 年間の計画期間である。

4 つの基本目標のひとつ「職住近接や多世代住居・近居住居、生活環境の確保により定住者を増やす」ための施策に「地域ブランドの向上」をかかげ、歴史や文化に根づいた地域資源の活用として、郡山城を活かしたまちづくり事業を促進するとある。

「夢と誇りと自信 次世代へとつなぐまちづくり」を重点的取り組みとし、郡山城を活かしたまちづくり事業など、地域ブランドを確立・向上させる観光・交流に関する取り組みの推進をあげている。

■郡山百代構想

(平成30年3月策定)

郡山高校城内学舎の跡地活用に向けて検討した構想である。城跡と城下町の相関関係を見直し、公民の遊休不動産の利活用など、町の価値を高めながら地域再生の取り組みを推進し、民間主導による産業を創造して、一人ひとりが幸せを享受できるまちを見すえている。テーマは「復活・城下町ーよみがえる箱本ー」で、城跡と城下町周辺の繋がりを軸とした百代にわたって繁栄するまちづくりをめざしている。

郡山城跡に関わる施策には、国史跡指定をめざした公園整備の取り組みの推進、観光客に郡山の歴史・文化を共有できる場として城下町と連携する賑わいづくりの促進がある。

■大和郡山市バリアフリー基本構想

(令和7年3月改定)

バリアフリーな社会を実現するため、平成24年3月に策定された。その後、二度のバリアフリー法改正を受け、令和7年3月に改定された。基本理念を

人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり

ー安全・安心、快適な移動の確保をめざして

とし、市内の交通状況をふまえて移動等円滑化促進地区を定めてまちの整備と心のバリアフリーのバランスの良い取り組みの推進をめざしている。

史跡指定範囲は移動等円滑化促進地区における重点整備地区に含まれ、都市公園特定事業の施策として、歴史に配慮した公園内バリアフリー化を推進している。

■大和郡山市景観形成ガイドライン

(平成16年策定)

市の景観についての将来像を市民が共有する仕組みとして設定したガイドラインである。大和郡山らしい景観の形成に向け、歴史的・自然的・生活文化の景観要素を基礎とし、「大和の自然と歴史のたたずまいが暮らしに溶け合い、際立ち合う風景とする」を基本目標としている。

市街地丘陵地域に、史跡指定範囲が含まれている。郡山城跡や城下町の文化財を歴史的景観資源とし、地域別基本目標を「都市の中心としての歴史を大切にし、大和郡山らしい景観とする」としている。また、景観形成重点地区として、大和郡山市景観形成ガイドラインを設定している。

奈良県の関連計画

■奈良県文化財保存活用大綱

(令和7年4月策定)

過疎化・少子高齢化などの社会環境の変化や文化財を取り巻く環境の変化を背景に、文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化して各種取り組みの共通基盤として策定した大綱である。

文化財保存活用の推進の視点

- ①文化財の保存と活用の一体性
- ②文化財の把握の必要性
- ③修復などの透明化・標準化
- ④人材育成
- ⑤地域づくり
- ⑥持続性のある文化財保護

史跡における今後取り組むべき方針に、未指定部分の指定推進、保存活用計画策定による保存・管理の円滑化、ハード整備にとどまらないVRなど各種技術の導入、地域住民が参加できる枠組みの検討などがかかっている。

(2) 関係法令および条例

計画対象範囲である史跡指定地にかかわる関係法令および条例を以下にまとめる。

①文化財保護法

城郭中心部が史跡に指定されている。史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条）。

②都市計画法

史跡指定範囲は大和郡山市の中心市街地に位置していることから、様々な用途地域に設定されている。

史跡指定範囲の全域が第一種住居地域に該当している。史跡指定範囲のほぼ全域が都市計画公園区域と重複し、郡山城跡公園地区計画が定められ、高度地区の設定と合わせて価値の高い歴史公園整備が求められている。

③都市公園法

史跡指定範囲内の「西公園」と「厩・緑曲輪一帯」が、都市公園法にもとづき都市公園として告示されている。

④河川法

史跡指定範囲内の鰻堀と鷺堀が、河川法にもとづき準用河川に指定されている。

⑤道路法

史跡指定範囲内の道のうち、鉄門跡と西門跡を結ぶ道が三ノ丸幾知山線として、南門跡から指定地内に進入する道が城内矢田筋線として、それぞれ市道認定（道路法にもとづいて一般の交通用に供する道路を市が認定）されている。

⑥屋外広告物法

史跡指定範囲内は、屋外広告物法にもとづく奈良県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置が禁じられている。

⑦宅地造成及び特定盛土等規制法

市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている。

⑧大和郡山市風致地区条例

史跡指定範囲は郡山城跡風致地区の第Ⅲ種風致地区に定められている。

⑨奈良県文化財保護条例・大和郡山市文化財保護条例

本計画の対象地には、奈良県および大和郡山市の文化財保護条例にもとづき指定された文化財が、多数所在している。

指定範囲内では、旧奈良県立図書館や五尊石仏がある。また、柳沢文庫が絵図や古文書などの指定文化財を多数所蔵している。

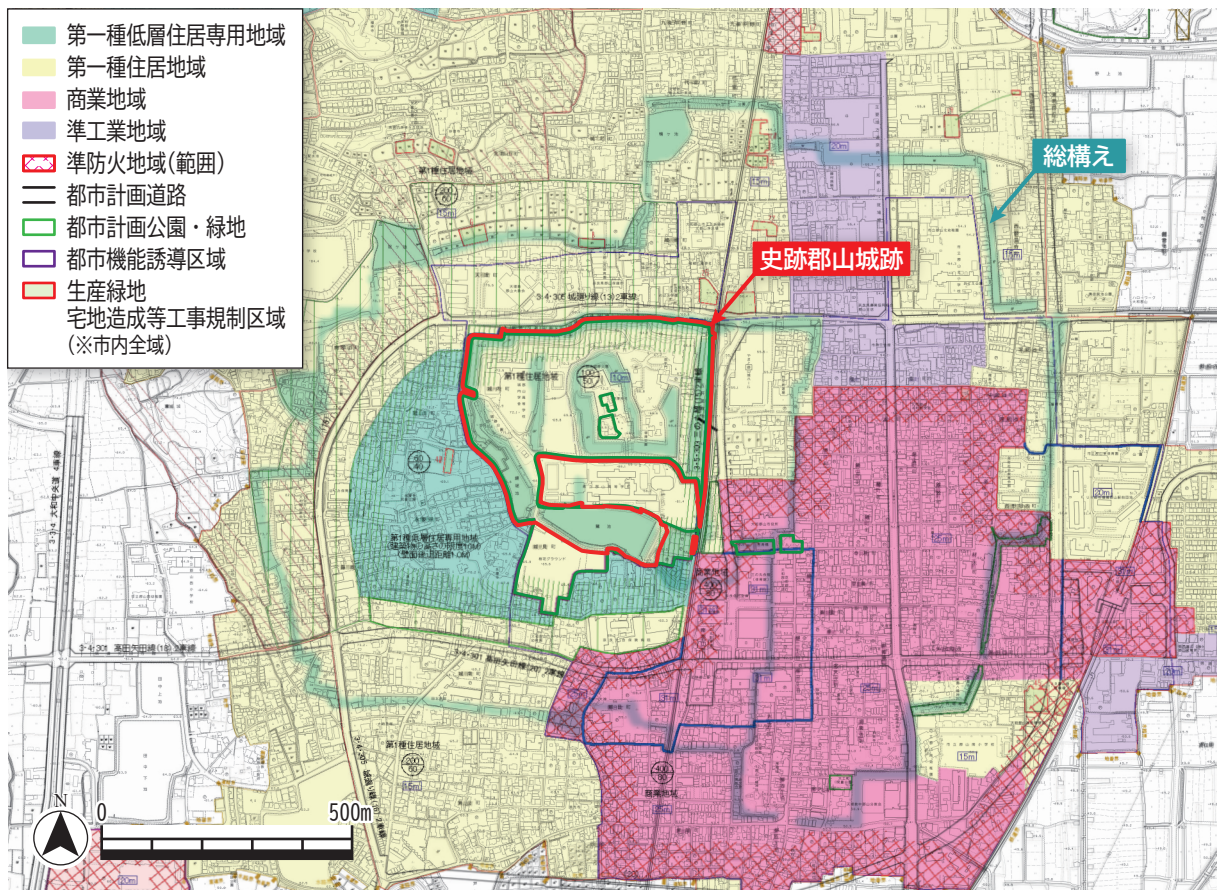


図 1-3 計画対象範囲周辺の法規制 -1 (②都市計画法・③都市公園法・⑦宅地造成及び定盛土等規制法)
(S=1/10,000)

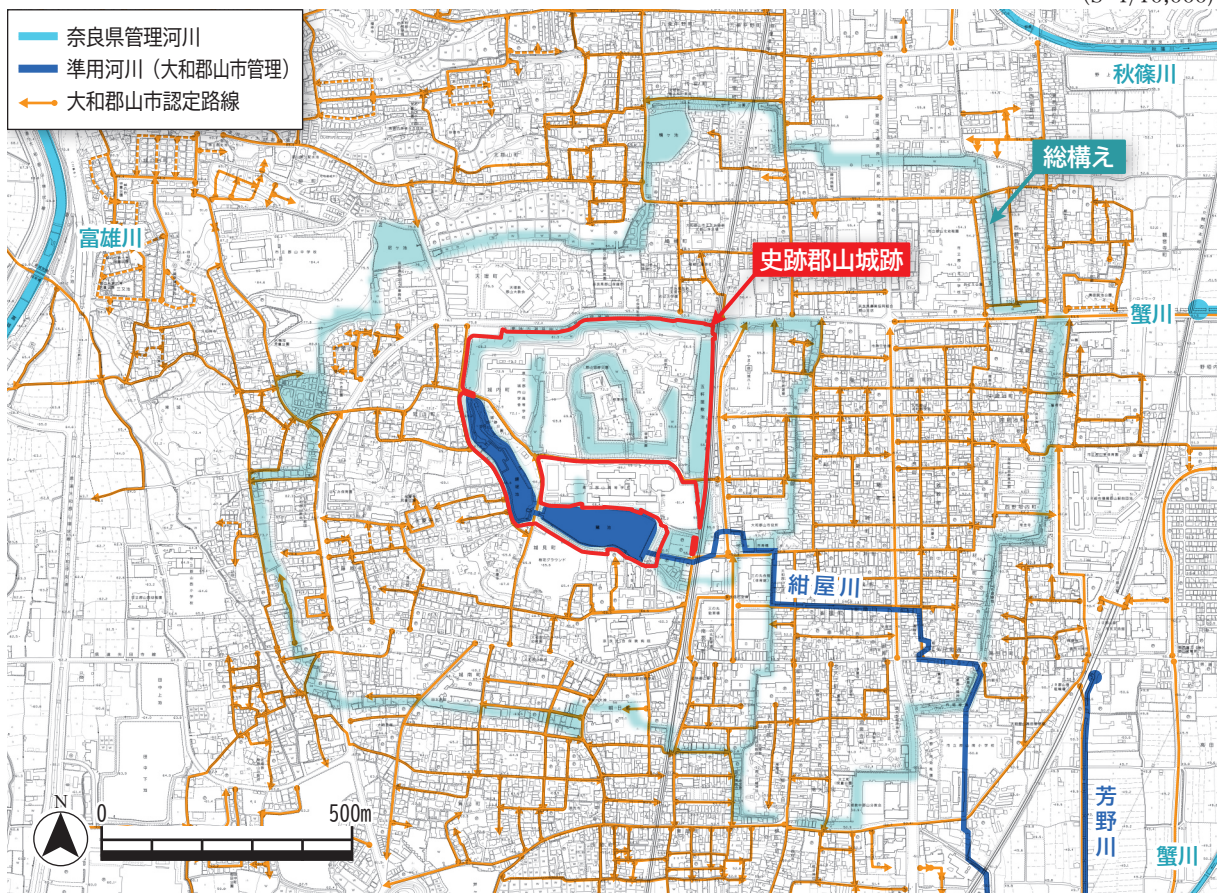


図 1-4 計画対象範囲周辺の法規制 -2 (④河川法・⑤道路法)
(S=1/10,000)

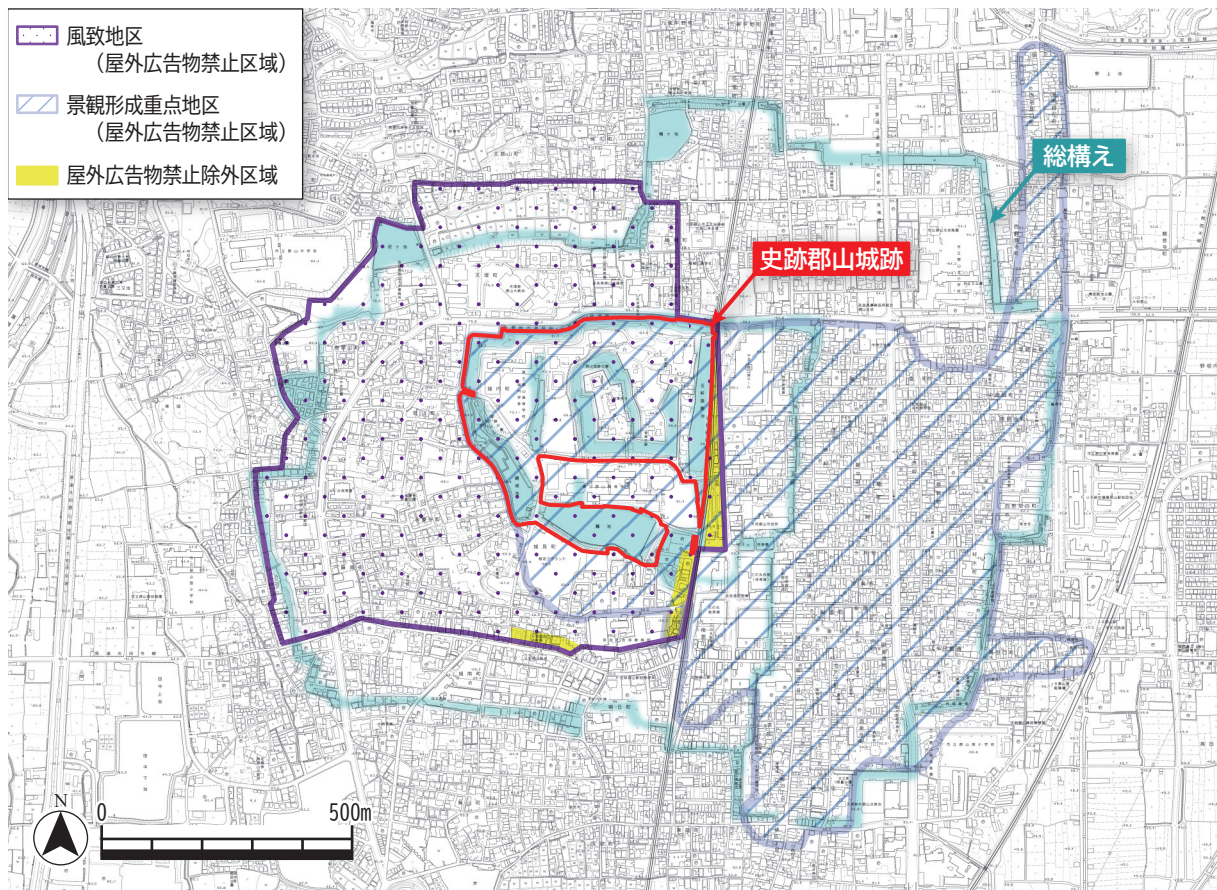


図 1-5 計画対象範囲周辺の法規制 -3 (⑥屋外広告物法・⑧大和郡山市風致地区条例) (S=1/10,000)

第5節 計画の実施と期間

計画期間は、令和8（2026）年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とする。この10年の事業計画として、前半5年間を短期、後半5年間を中期計画に区分する。令和18(2036)年度以降を見すえた計画についても、長期計画として方針や展望を提示する。

短・中期計画期間における整備事業の実施状況や文化財保護行政上の課題、史跡の新たな価値の発見など、必要に応じて見直しをはかり、期間を設定して改定するものとする。